

定 款

高圧ガス工業株式会社

高圧ガス工業株式会社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は高圧ガス工業株式会社と称する。英文では KOATSU GAS KOGYO CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

- 1 次に掲げる物品の製造、加工、技術指導並びに販売業
 - (1) 高圧ガス類及びその用具
 - (2) 化学工業品及びその応用品
 - (3) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具及びその応用品
 - (4) 肥料、飼料、食品及びその原料
 - (5) 産業機器及び電気機器
 - (6) 公害防止、環境衛生保全設備機器
 - (7) 体育に関する用具、機器、設備
- 2 土木建築工事の設計、請負及び不動産の売買、貸借、管理
- 3 機械器具設置工事業、管工事業、左官工事業、塗装工事業、防水工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業及びその他専門建設工事業
- 4 農産物、畜産物、水産物及び林産物の生産、飼育、養殖ならびに加工、販売
- 5 製氷、冷蔵及び冷凍業
- 6 前各号に掲げる事業に関する輸出入業
- 7 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- 8 飲食店及び駐車場の経営
- 9 道路貨物運送業及び貨物利用運送業ならびに倉庫業
- 10 古物営業法に基づく古物商
- 11 前各号に付帯または関連する事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は本店を大阪市に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査等委員会

3 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は電子公告により行なう。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行なう。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は1億株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株主の権利の制限)

第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- 3 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利
- 4 第9条に定める請求をする権利

(単元未満株主の買増請求)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を当社に対し売渡すことを請求（以下「買増請求」という）することができる。

- 2 買増請求することができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定しこれを公告する。

(株式取扱規則)

第 11 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集時期)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集する。

2 前項のほか、必要がある場合は、臨時に株主総会を招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって代表取締役がこれを招集し、その議長となる。

2 代表取締役が複数あるときは、代表取締役のうち、取締役会において予め定めた者が株主総会を招集し、その議長となる。

3 前 2 項の規定により株主総会を招集し、議長となるべき者に差し支えがあるときまたは欠員のときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行なう。

2 会社法第 309 条第 2 項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行なう。

(議 事 録)

第 18 条 株主総会の議事については、その経過の要領及び結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録して会社に保存する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 8 名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 補欠により選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の権限)

第 22 条 取締役会は法令に定める事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定する。

(代表取締役及び役付取締役)

第 23 条 取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会の決議によって、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集)

第 24 条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会において予め定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。

2 前項の取締役に差し支えがあるときまたは欠員のときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、その議長となる。

3 取締役会の招集通知は会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

4 取締役会は、取締役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで開くことができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 25 条 当社は、会社法第399条の13第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議及び決議の省略)

第 26 条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行なう。

2 会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名して会社に保存する。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

第 29 条 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、同法第423条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の権限)

第 30 条 監査等委員会は、法令に定める事項を決定するほか、その職務遂行のための権限を行使することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員会は、監査等委員全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで開くことができる。

(常勤の監査等委員)

第 32 条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の決議)

第 33 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行なう。

(監査等委員会の議事録)

第 34 条 監査等委員会の議事は、その経過の要領及び結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名して会社に保存する。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 35 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 36 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 37 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 38 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 カ年を経過しても受領されない場合は、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

附 則

(監査役の責任限定契約に関する経過措置)

第 88 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 28 条の定めるところによる。

以 上

(令和 3 年 6 月 24 日改正)